

◎佐賀県条例第24号

佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（部分休業をすることができない職員） 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第22条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第21条の規定により育児休暇を与えられ、勤務時間条例第21条の2の規定により子育て部分休暇を与えられ、又は勤務時間条例第24条の2の規定により介護部分休暇を与えられている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該職員に与えられている育児休暇の時間、子育て部分休暇の時間又は介護部分休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時	（部分休業をすることができない職員） 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第1号部分休業の承認） 第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第21条の規定により育児休暇を与えられ、勤務時間条例第21条の2の規定により子育て部分休暇を与えられ、又は勤務時間条例第24条の2の規定により介護部分休暇を与えられている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該職員に与えられている育児休暇の時間、子育て部分休暇の時間又は介護部分休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間か

改正前	改正後
間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条に規定する育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項に規定する介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	ら5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条に規定する育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項に規定する介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> 第22条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> 第22条の3 <u>育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）</u> 第22条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とす</u>

改正前	改正後
(部分休業をしている職員の給与等の取扱い) 第23条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、県職員給与条例第12条及び学校職員給与条例第13条（佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）第5条第1項においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、県職員給与条例第16条又は学校職員給与条例第17条（佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例第5条第1項においてその例による場合を含む。）又は同条例第2条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額する。 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 第13条の規定は、部分休業について準用する。	る。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与等の取扱い) 第23条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、県職員給与条例第12条及び学校職員給与条例第13条（佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）第5条第1項においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、県職員給与条例第16条又は学校職員給与条例第17条（佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例第5条第1項においてその例による場合を含む。）又は同条例第2条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額する。 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の佐賀県職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。